



終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「環境配慮等の状況」とは、環境への負荷(環境基本法(平成五年法律第九十一条)第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況をいう。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。  
一、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、自らの環境配慮等の状況を公表するとともに、事業者による環境情報の利用の促進、事業者又は国民による環境情報の利用の促進、その他の環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するものとする。

第三条 国は、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、その区域の自然的・社会的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するよう努めるものとする。

#### (環境報告書の記載事項等)

第八条 主務大臣は、事業活動に係る環境配慮等の状況の公表に係る慣行その他の事情を勘案して、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法(以下「記載事項等」という。)を定めなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により記載事項等を定めようとするときは、あらかじめ、定めるべき記載事項等の案について、事業者、学識経験のある者又はこれらの者の組織する協議会その他者の意見を聽かなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の規定により記載事項等を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前三項の規定は、記載事項等の変更について準用する。

(環境報告書の公表等)

第九条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により記載事項等を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前三項の規定は、記載事項等の変更について準用する。

(環境報告書の公表等)

2 特定事業者は、前項の規定により環境報告書を作成するときには、記載事項等に従つてこれを記載するよう努めるほか、自ら環境報告書が作成するよう努める。

4 前三項の規定は、記載事項等の変更について準用する。

第七条 地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

第三章 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表

第七条 地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

めるとともに、環境報告書の審査の公正かつ的

確な実施を確保するためには必要な体制の整備及び環境報告書の審査に従事する者の資質の向上を図るように努めるものとする。

第十一條 大企業者（中小企業者以外の事業者を除く。）は、環境報告書の公表その他のその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を行うよう努めるとともに、その公表を行うときは、記載事項等に留意して環境報告書を作成することその他の措置を講ずることにより、環境報告書その他の環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるように努めるものとする。

2 国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行なうことができるようするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 製品等に係る環境への負荷の低減  
（公表に関する情報の提供）  
第十二条 事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行なうように努めるものとする。

第五章 環境情報の利用の促進  
（検討）  
第十三条 国は、環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行なう者に関する情報の提供その他の環境報告書の利用の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、事業者又は国民が投資、製品等の利用その他の行為をするに当たつて環境情報を利用することを促進するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第六章 雜則 （主務大臣等）

第十四条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、

国土交通大臣、環境大臣及び特定事業者を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

### （経過措置）

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

### 第七章 罰則 （施行期日）

第十六条 第九条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした特定事業者の役員は、二十万円以下の過料に処する。

### 附 則

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

### （公表に関する経過措置）

第二条 第六条の規定は、平成十七年度以後の年

度に係る環境配慮等の状況について適用する。

第三条 第九条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度又は営業年度に係る環境報告書について適用する。

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、環境報告書の公表の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成十六年五月二十五日印刷

平成十六年五月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

D